

日本近代化への国際的条件（三）

大畑篤四郎

- 一 問題の提起
- 二 条約改正交渉の意義（以上本誌第四卷第一号）
- 三 「朝鮮問題」の登場
- 四 日清・日露戦争の意義（以上本誌第四卷第二号）
- 五 大陸国家への発展
 - （一）「西欧的新帝国」の実現
 - （二）大国への道（以上本号）
- 六 大陸政策の破綻と協調外交の意義
- 七 満州事変から敗戦まで——戦前型近代国家の崩壊
- 八 結語

五 大陸国家への発展

- （一）「西欧的新帝国」の実現

日本近代化への国際的条件（三）

日清・日露戦争をへて、日本は大陸方面に積極的に進出することになり、「歐洲的新帝国」への成長を遂げることになった。また、そのことによって日本は極東における「大国」の地位を獲得するに至ったのであり、そのことはヴェルサイユ講和会議において日本が「五大国」(Big Five)の一国となり、国際連盟において常任理事国の地位を占めていたことにも明瞭に現れている。日清・日露戦争後の日本の大陸国家への発展の道程は、また「大国」の座への道程でもあったのである。ここではそうしたプロセスを顧みることとしよう。

日本の大陸方面への発展と密接に結びつき、その前提ともなるべきものは、韓国問題——その最終的解決として併合——であった。

韓国に対する施策は日露戦争開戦直後から行なわれ、その目標の一つには、日露戦争の開戦理由とも相まって、日本の安全保障の見地から韓国を日本の勢力範囲下におこうとするものであり、一つには、韓国に対する日本の権益の拡張をはかる帝国主義的モティーフによるものであり、しかもそれらは相関連しているといえるのである。

日露開戦直後、明治三十七年(一九〇四年)二月二三日には日韓議定書が締結された。これにより、韓国は日本政府を確信し、施設の改善に関してその忠告を容れること(第一条)、日本は韓国皇室を安全康寧ならしめ、韓国の独立保全を確実に保証し(第二、三条)、それらが第三国の侵害または内乱により脅かされた場合には、日本政府は速やかに臨機応変の措置をとり(軍略上の必要地点の収用を含む)、韓国政府は右の日本政府の行動を容易ならしめるために十分の便宜を供与することとした(第四条)。

日露戦争に当たっての日本の立場は、開戦に至る経過や日露交渉の内容を顧みるまでもなく、宣戦の詔勅に掲げられ⁽¹⁾

ている「帝国ノ重ヲ韓国ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ両国累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓国ノ存亡ハ実ニ帝国安危ノ繫ル所タレハナリ……（ロシアが満州を占領し、日露交渉においてもロシアに互譲の態度なく、寧ろ軍備を増強している現状にあつては——筆者）露国ハ既ニ帝国ノ提議ヲ容レス韓国ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝国ノ国利ハ將ニ侵犯セラレムトス事既ニ玆ニ至ル帝国カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル将来ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ」という文言によくあらわされていた。しかし日韓議定書の内容は、そのために実質上日本が韓国を保護下におこうとすることを示すものであり、そうした意図は五月三〇日の元老會議で決定された（三一日閣議決定、六月一日決裁）「對韓方針に関する決定」⁽²⁾に一層明瞭に示されている。この決定は「帝国ハ韓国ニ對シ政事上及軍事上ニ於テ保護ノ實權ヲ收メ經濟上ニ於テ益々我利權ノ發展ヲ図ルヘシ」というもので、その理由としては「韓国ノ存亡ハ帝国安危ノ繫ル所ニシテ断シテ之ヲ他國ノ吞噬ニ一任スルヲ得ス」との理由書中の一語に帰着するものように思はれる。しかもその場合「帝国自衛ノ途ヲ完フ」するには、単に軍事上の考慮のみならず、ひろく「政事上軍事上並ニ經濟上漸次該國ニ於ケル我地歩ヲ確立シ以テ将来再ヒ糾紛ヲ醸スノ憂ヲ絶」つを要し、そのためには日韓議定書による以上に「進ンテ国防外交財政等ニ関シ一層確実且ツ適切ナル條約及設備ヲ成就シ以テ該國ニ對スル保護ノ實權ヲ確立シ且ツ之ト同時ニ經濟上各般ノ關係ニ於テ須要ノ利權ヲ取得シテ着々其經營ヲ實行センコト當務ノ急ナリト信ス」とされている。同時に決定された「對韓施設綱領決定の件」では、防備の強化（戦後も日本軍駐屯の要を認む）、外政の監督、財政の監督（「韓国ノ為メニ新タニ財源ヲ得併セテ我利權拡張ノ目的」に合致する新規の専売制採用を含む）、交通機關の掌握（政治上、軍事上、經濟上の立場から必要とす）、通信機關の掌握、拓殖事業、を必要としている。このよ

うに、朝鮮の独立、領土保全を大義名分とし、且つそれが日本の安全に密接な関連ありとしていた日本の主張は、同時に朝鮮における利権の獲得、事業活動の振興と不可分であることが公式にも確認され、戦時中を通じ、日韓協約（明治三七・一九〇四・八・二二）、韓国政府は日本政府の推薦する一名の日本人財務顧問、一名の外国人外交顧問の傭聘を認む）を締結し、韓国保護条約締結方針を決定した（明治三八・一九〇五・四・八閣議決定、四・一〇裁決）。さらに第二回日英同盟協約（明治三八・一九〇五・八・一二、第三条）、日露講和条約（明治三八・一九〇五・九・五、第二条）により韓国に対して指導、保護、監理の措置をとり得ることを認めさせた（他に桂・タフト覚書でも日本の韓国に対する特殊的地位を承認させた）。さらに日本は韓国保護国化につきアメリカ、イギリスの了承を取つけ、日本の対韓政策につき国際的な承認を得た。かくして戦後日本は、韓国保護条約（日韓協約、明治三八・一九〇五・一一・一七）、韓国内政全権掌握に関する日韓協約（明治四〇・一九〇七・七・二四）、韓国司法及監獄事務委託に関する日韓覚書（明治四二・七・一二）等をへて、韓国併合条約（明治四三・一九一〇・八・二二）の締結に至るのである。韓国併合に先立ち、明治四二年（一九〇九年）七月六日（韓国併合の重要な契機となった伊藤前統監暗殺の三ヵ月前である）、政府は「韓国併合に関する件」⁽⁴⁾を決定した。これは「同国（註 韓国）ニ於ケル我勢力ハ尚未タ十分ニ充実スルニ至ラス同国官民ノ我ニ対スル関係モ亦未タ全ク満足スヘカラサルモノアルヲ以テ」日本は一層韓国に勢力を増進し、「内外ニ対シ争フヘカラサル勢力ヲ樹立スルニ努ムルコトヲ要ス」とする立場に立って、そのため（一）適当の時機に韓国併合を断行し、韓国を名実ともにわが統治のもとにおき、且つ韓国と諸外国との条約関係を消滅せしめるを百年の長計とするが、（二）併合の時機が到来するまでは併合の方針に基いて対韓経営を行ない、十分に保護の実権を収め実力の扶植をはかること、としている。日露戦

争に至るまで、少なくとも大義名分としては韓国の独立領土保全が謳われていたが、日露戦争期を通じ日本の対韓政策の目標が韓国の植民地化にあることが明白に露呈された（伊藤前統監の暗殺事件は、併合の時機到来を窺っていた日本側に寧ろ併合の好機を与えるようなものであった）。なお「西欧的新帝国」として先進帝国主義諸国と共通の利害關係をもつに至った立場を反映して、韓国併合に際しては日本はイギリス、ロシア等に内報し、特にイギリスとの間には外国人の既得権、経済的権益の保持について細密の折衝がなされてその了承をもとめている。そうして日本は併合後の朝鮮に対し厳しい同化政策を実施し、政治的・軍事的・文化的（文教）に本国の支配下に組入れられ、経済的にも半官半民の特殊法人としての東洋拓殖株式会社の事業を通じて、日本の投資（資本輸出）活動が活発化し、民族産業の振興を阻害し、本国の経済に従属化せしめられるのであるが、本稿では朝鮮併合後の朝鮮統治の実態についての実証的研究に立入る余裕がないので、別に先学の研究に注意を喚起するにとどめたい。⁽⁵⁾

しかし、日露戦争後の日本の国家的発展とその対外政策の主要な特徴は、ひとり朝鮮のみならず、中国大陸、特に日露戦争後日本が遼東半島租借権と、南満州鉄道（東清鉄道南部支線〔ハルビン支線〕）に関する權益を継承したことによって（日露講和条約第五、六条および明治三八・一九〇五・一二・二二満州に関する日清条約）、日本が南満州方面に進出することになった点である。朝鮮支配も大陸進出と結合することによってその意義が相乗的にたかまるのである。

日露講和會議に臨むにあたり、政府は「日露講和条件予定の件」⁽⁷⁾（明治三八・一九〇五・四・二一）を採択し、極東平和の最大禍源たる韓国を全く日本の自由処分に委ねること、日本の主張たる満州保全主義に基き一定期限内に日露両国軍を撤兵せしめること、「旅順大連ノ経営ト東清鉄道哈爾賓支線トハ露国カ以テ南満洲ニ威力ヲ振ヒ進ンテ韓国々境

ヲ脅威スルニ至リタル侵略ノ利器」なるが故に、これを日本の手中に収め将来の禍根を断つこと、を絶対必要条件とした。これらは「戦争ノ目的ヲ達シ帝国ノ地位ヲ永遠ニ保障スル為メ」に必要とされている。要求としては侵略的 aggressive な要求であるが、主観的には日本の地位擁護という、一応防衛的な正当化がなされている。したがって日本がローズヴェルト (Theodor Roosevelt) アメリカ大統領の講和斡旋を受諾する過程においても、政府は「韓半島ハ自然ニ日本帝国国防ノ外帯ヲ形成セリ是故ニ該國ニ於ケル帝国ノ優越勢力ヲ完全ニ維持スルハ帝国政府カ帝国ノ康寧及静謐ニ取り須要不可欠ト信スル所ナリ」、(満州において) 交戦ノ結果清國ヲ犠牲トシテ領土獲得ヲ行フカ如キハ毫モ帝国政府ノ意図ニ存セサル所……講和締結ニ至ラバ日露両國共ニ出来得ル限り速ニ滿洲ヲ清國ニ還付スルノ覚悟ヲ有スルコト緊要ナリトス……是故ニ平和回復セラルルニ至ラハ帝国ハ安寧秩序ノ確保ト生命財産ノ適当ナル保護ヲ完フスルニ足ルヘキ改革並ニ善政ノ保障ヲ条件トシ事情ノ許ス限り速ニ滿洲ヲ清國ニ還付スヘシ」と表明している(但し、遼東半島のロシア租借地および関連利権は日本が継承する権利ありとしている⁽⁸⁾)。しかるに日露戦争後明治四一年(一九〇八年)九月二五日に決定された「対外政策方針決定の件」⁽⁹⁾では、対清政策に関連して「同國ニ対スル帝国ノ關係ハ政事上竝ニ經濟上極メテ密接ナルモノアルヲ以テ帝國ハ如何ナル場合同ニ於テモ常ニ同國ニ對シ優勢ナル地位ヲ占ムルノ覚悟ナカルヘカラス加フルニ帝國カ現ニ滿洲ニ於テ有スル地歩ハ容易ニ之ヲ抛擲スヘキモノナラサルヲ以テ永ク現在ノ状態ヲ将来ニ持續スルノ策モ亦今日ニ於テ講セサルヘカラス」(「清國における反日感情——これについては後述——に鑑みて) 是ヲ以テ帝國ハ今後清國ニ對シ努メテ其感情ヲ融和シ彼ヲシテ成ルヘク我ニ信頼セシムルノ方針ヲ取り一方ニ於テ万一ノ事變ニ際シ威圧ヲ加フルノ已ムヲ得サル場合ニ処スルノ準備ヲ怠ラサルト同時ニ平時ニ於テハ

成ルヘク同国官民ノ惡感ヲ挑発スルカ如キ措置ヲ避ケ専ラ名ヲ去リ実ヲ取ルノ方法ニ依リ我勢力ヲ同国内ニ扶植シ万一同国ニ於テ不測ノ變事アルニ際シテハ常ニ我優勢ノ地位ヲ確保スルコトヲ得併セテ滿洲ノ現状ヲ将来永遠ニ涉リテ持續スルノ目的モ亦之ヲ達シ得ヘキノ策ヲ講スルヲ必要ナリトス……故ニ帝国ハ列国ニ共通ナル事項ニ関シテハ列国ト共同シテ同一ノ步調ヲ取り以テ前述セル帝国ノ目的ヲ達スルニ資シ且滿洲ニ於ケル我特種ノ地位ニ関シテハ漸次列国ヲシテ之ヲ承認セシムルノ手段ヲ取ルヘシ」と、対清優越權と滿洲における既得權益の確保を主張する立場に變つてゐる。滿洲においては戦後陸軍による占領地軍政組織が實質的に維持され、西欧諸国の通商活動に対しても閉鎖的態度をとり、清國側の対日感情も惡化し、英米両国からも注意を喚起されたので、伊藤韓國統監の発意によつて滿洲問題協議會が開かれ（明治三九・一九〇六・五・二二）、滿洲の門戸を列国に開放し、軍政の實質的繼續を廢止し、関東總督の機關を平時組織に改編し、その名称をもあらためることとした。⁽¹⁰⁾ここには日露戦争後の政府と軍部との乖離が歴然と示されているのであるが（これについては後述）、同時にさきの「對外政策方針決定の件」の趣旨にさうような、滿洲におけるわが權益擁護のため利害を共通にする列国との協調もまた重視された。明治四〇年二月二〇日、日露協商に關するロシア側草案が提示されたのに対し、三月三日の元老會議決定にもとづき、五日、日本政府は、「日露兩國ハ滿洲ニオケル勢力範圍ヲ劃定シ相互ニ相手國ノ勢力範圍ニ於テ何ラノ鐵道マタハ電信ニ關スル權利ノ讓与ヲ求メスマタ同地域ニ於テ相手國政府ノ支持スル權利、讓与ノ請求ヲ直接間接ニ妨礙セザルコトヲ約スル」（第三条、他条項は省略）とする對案を提出した。⁽¹¹⁾これは結局第一回日露協商（明治四〇・一九〇七・七・三〇）附屬の秘密協約および追加約款として結実し、これにより南滿洲における日本の、北滿洲におけるロシアの勢力範圍、日韓間の政治

的共通利害関係（韓国併合に至る日本の対韓施策については五二―五四頁参照）、外蒙古におけるロシアの特殊利益をそれぞれ相互に承認した。第二回日露協約（明治四三・一九一〇・七・四）秘密協約において、第一回協約に定めた分界線が満州における両国の特殊利益地域を劃定したものと認め、同地域内において該利益の擁護防衛のために必要な措置をとる権利と、特殊利益が侵迫される場合の共同行動または相互援助のための協議に、つき相互に承認した。さらに第三回日露協約（明治四五・一九一二・七・八それ自体秘密協定）では、第一回協約の勢力範囲地域を延長し、また東部内蒙古を日本の、西部内蒙古をロシアの特殊利益地域とした。なお第四回日露協約（大正五・一九一六・七・三）および附属秘密協約により日露関係は同盟にまで発展し、極東における權益擁護のための相互協力を約するにまで至っている。これらは所謂滿蒙特權益の相互承認を構成するものであるが、さらに日本は日仏協約（明治四〇・一九〇七・六・一〇）によりアジアにおける相互の權益を承認し、石井・ランシング協定（中国に関する日米交換公文、大正六、一九一七・一一・二二）により日本の中国における特殊利益をアメリカに承認せしめた（但し同文書後段では中国の領土主權の確認、中国における門戸開放、機會均等主義の支持を規定し、この協定の理解についてはその後日米間に対立があった）。中国に対しては所謂對華二カ条協約（大正四・一九一五・五・二五）によって、中国における日本の広範な權益を中国に認めさせているのであるが、これについては後に言及するものとする。なお對華旧借款團（一九一〇、日本は一九二二年参加）および新借款團（一九二〇）、とりわけ新借款團への参加に際し日本は滿蒙特權益地域の借款團事業活動からの除外を強く要求し、實質上これを承認せしめるような措置をとっている。これは銀行團による民間協定のたてまえであるが、政府は銀行團の要求を強力に支持し、事実上一体となって要求したものである。

これらは滿蒙特殊權益の主張を利害關係の共通する西歐諸國（中國に対しては若干性質が異なる）に認めさせた事例であるが、滿蒙特殊權益地帶、さらには中國に対する日本の政策は經濟的な權益擴大政策でもあった。上記明治四一年の「對外政策決定の件」では對外經營策について、商工業の發達助長（「……而シテ米清兩國ハ我對外商業上最も重要ナル市場ナルヲ以テ奮ニ兩國トノ間ニ於ケル現時ノ貿易ヲ維持スルノミナラス益々兩國ノ市場ヲ開拓シテ我貿易ヲ此方面ニ發展セシムルヲ必要ナリトス」）、航海業の奨励（「航海業ノ對外商業發達ノ為欠クヘカラザルハ言ヲ待タス然レドモ今ヤ帝國ハ大陸ニ跨リテ其領域ヲ有スルヲ以テ政事上及國防上亦航海業ノ發達ヲ計ルヲ必要トスルニ至レリ」）ここでいう航海とは貿易と関連させているので海運業をさすものであることが知られる）、内外人共同事業（合弁事業）の奨励（現今帝國ニ於テ最も必要ヲ感スルハ資本ト優秀ナル技術ノ輸入ニアリ……將來ハ努メテ歐米人トノ間ニ事業共同經營ノ成立ヲ計リ以テ技術、資本ノ利用ヲ完カラシメサルヘカラス又清國ニ関シテハ列國商業上ノ競争今後益々激烈ナルヘキヲ以テ同國ニ於ケル我商業ヲ發達セシムル為本邦人ト清國人トノ間ニ共同事業ヲ成立セシメ以テ我ヲ有利ノ地ニ置クハ最も必要ノコトナリト認ム）、移民（日露戰役ノ結果トシテ帝國ノ位地一變シ帝國ハ亜細亞大陸ニ所領ヲ有スル大陸國トナルニ至レリ然ルニ我大陸所領ニ隣接スルモノハ清露ノ兩大国ニシテ而カモ熟レモ將來ノ運命未タ明確ナラサルモノアリト雖帝國百年ノ大計ヲ定メムトスルニ當リテハ帝國ノ將來極メテ有力ナル兩大国ニ隣接スル場合アルヘキヲ予想シテ万一ニ遺算ナキヲ期セサルヘカラス是ニ於テ帝國ハ此兩大国ニ對抗スル為成ルヘク我民族ヲ東亞方面ニ集中シ其勢力ヲ確立維持スルヲ以テ確定不動ノ方針トナササルヘカラス且對外商工業ノ發展ヲ帝國ノ國是トナスニ方リ此目的ヲ阻害セヘキ事実ハ成ルヘク之ヲ避止スルコトヲ要ス」との立場から、且つ「米、加、濠等ノ「アングロサクソン」諸邦ニ対シ此上多數ニ我同胞ヲ移植スルハ結局是等諸邦ニ通スル排日熱ヲ誘致シ彼等ノ排日的團結ヲ促シ累ヲ我政事上ノ關係ニ及ホスカ如キ危險ニ陥ルノミナラス我對外經營ノ主要目的タル商工業ノ發達ヲ阻害スルノ虞アルヲ以テ」との立場から、米、加に対する移民方針は現状を維

持し、その他の移民先の開拓については「試験的經營」にとどめ、としている）の諸点をあげている。

なお、この決定は陸奥改正諸条約の満期（明治四四年）をひかえて、条約改正方針をも確定した。条約の規定にしたがつて満期の一年前に廃棄通告を行ない、新条約を締結するとの趣旨であるが、その際「帝國ハ列国ト対等ノ地位ニ立チ……専ラ利益交換ノ主旨ニ基キ交渉ヲ為シ對手国トノ商業關係及其商業政策等ニ鑑ミ或ハ最惠主義ニ依リ或ハ互惠主義ヲ用キ以テ列国トノ間ニ適當ナル条約ヲ締結スルヲ必要ナリトス」との方針によるものである。日本が「西歐的新帝國」として西欧諸国と対等の地位を確保しようとして推進された条約改正交渉は、陸奥外相時代に一応その基本目標を達成し、日露戦争後の新たな国際的地位を背景に政府はこれを完整しようとしたものである。なお、この改正交渉は小村（寿太郎）外相時代に行なわれ、相互対等の立場に立つ改正通商航海条約の締結をみた（明治四四・一九一・二・二一日米通商航海条約、以下略）。但し、永代借地権の土地所有権への転換の実施については交渉が遷延し、昭和二年（一九三七年）までもちこされた（三・二五日米・日英間永代借地制度解消交換公文、以下略。昭和一七・一九四二・三・二八勅令二七二号により三・三一永代借地制度廃止、戦後は占領の過程をへて対日平和条約第七条によりその効力復活）。

このような条約改正問題はともかくとして、上に引用したような政府の決定による対外政策の基調は次のように要約することができよう。

- 一、日露戦争後日本はその国際的地位を向上せしめ、大陸における帝國主義國家の地位に到達した（勿論、このことは否定的ではなく肯定的、積極的な意味で評価、認識されている）。
- 二、大陸における新たな既得権、特に滿蒙特殊權益は絶対に維持しなければならない。

三、さらに日本は大陸における帝國主義國家としての地位を維持、増進せしめることが必要であり、そのためには商工業の振興等經濟活動を活性化する必要がある。

四、また日本はそのような帝國主義國として西欧諸國と共通の利害關係をもち、それら諸國との協調をはからなければならぬ。

五、そのような立場から日本が絶對的に必要とする滿蒙特殊權益については列國にこれを承認せしめなければならぬ。

このような認識と政策は、また日露戰爭以後急速に發展した独占資本の利益に合致するものであった。日本の産業資本主義確立期をどの時点にもとめるかについては諸説があるけれども（また私自身本稿でそうした論争に立入る意図はないが）、日露戰爭前後の時期に日本の重工業が急速に發展し、且つ集中化し独占化の傾向を強めたこと、さらにそのような独占資本主義が銀行資本、とりわけ三井家、岩崎家、住友家といった限られた財閥を中心とした独占企業が成長し、しかもそれらの財閥はその主力銀行や系列下の中小市中銀行を通じて産業を支配しようとする、金融独占資本として發展していったことを認める点では異論がないように思われる。

しかし日露戰爭後の日本の外交（政治）はそうしたブルジョアジーの勢力によって主導される、その意味では先進的、西欧的な型ではなかった。^{タイプ}その限りで日本の外交は、カリブ海政策やドル外交の展開、米西戰爭などによって帝國主義段階に移行したアメリカの外交が、清國に対しても通商機會均等主義を強調し、鐵道資本の利益を代表して滿州諸鐵道敷設の讓許獲得に奔走し、或は産業革命とブルジョアジーの成長を早くから體驗したイギリスの外交が、つ

ねに現実的、経済的利益を追及し、後進資本主義勢力の急伸と貧困の増大等の内部矛盾に悩みながら、自由貿易主義を維持しつつ「社会帝国主義」を唱えることによってその地位を防衛しようとしたことは著しく対比される。⁽¹⁴⁾

日露戦争後陸軍が満州に対する軍政を事実上継続し、伊藤韓国統監がそれを厳しく批判したように、日露戦争後は政府と軍部の乖離、軍の政治的発言権の増大(軍が積極的に政治的に発言する——昭和期の軍ファシズムのように——のなぐとも、統帥権、安全保障の見地を政治的判断から独立せしめることによって後者を掣肘し、政治的效果を生ぜしめることとなる)と二重外交の弊害が顕著となってくるのである。満州統治については伊藤統監の批判もあり、明治三十九年(一九〇六)七月三十一日、関東都督府官制が公布された。関東都督府は満州軍総司令官の指揮下にあった関東総督府にかわるもので関東州の行政を管轄し、南満州鉄道の保護取締、満鉄(後述)の業務監督等にも当る機関である(関東都督府官制第二条)。しかし官制では陸軍大將か中將が都督に親任されることとされ(第三条)、さらに軍政・関東州駐屯軍の軍人・軍属の人事、作戦・動員計画、軍事教育については陸軍大臣、参謀総長、教育総監の指示を受けることとされた(第六条)。都督の職務内容は官制第二条(前述)に列举されているもののほか、部下軍陸を統率し、外務大臣の監督をうけ諸般の政務を統理することとされている(第四条)。軍務、政務の職務が都督のもとに一元化されているようにみえるが、都督には軍人が宛てられるほか、都督は管轄区域の防備にあたり、治安維持のために緊急命令を発することが出来る(但し外務大臣を経由し勅裁を得る必要あり)とする一方、特別の委任により清国地方官憲との交渉を行なうなど全体として軍事強権をもった統治者(官)としての性格が著しい(大正八年都督府官制は廃止され、関東庁、関東軍司令部が設置された。関東軍の軍事Ⅱ政治的独走については後述)。

同じ明治三十九年七月には南滿州鐵道株式會社設立委員長および委員が任命され（委員長には一旦參謀總長陸軍大將の兒玉源太郎が就任し、間もなく陸軍大臣陸軍中將寺内正毅が交代し、委員には官界代表の他、渋沢栄一、大倉喜八郎、高橋是清、安田善次郎、浅野総一郎等財界から多数参加している）、二月二六日には南滿州鐵道株式會社が設立されるに至った。満州における諸鐵道の經營および附帶事業の実施を業務とするものであるが、會社設立に関する命令書および定款により、資本金の過半を政府が出資し、社長・副社長は政府が任命することとされ、また関東都督府官制の示すように會社は都督の監督を受けることとされた。南滿州鐵道は「滿洲及ヒ延テ内蒙古ニ於ケル帝國利權ノ根幹源流タルモノ」と認められるもので、⁽¹⁵⁾南滿州鐵道株式會社は事実上の國策會社として満州經營を行なった。その事業活動範圍は所定鐵道經營のほか、鈦業、海運、港灣・阜頭、發電、倉庫業、製鉄、等広範に及び、その他出資會社、助成會社、地方施設、教育施設まで含めればその事業範圍は満州におけるほとんどあらゆる事業に及び、滿鉄こそ満州における巨大な支配機構であつたといえよう。⁽¹⁶⁾しかも日本は旅順・大連には強力な日本軍を駐屯せしめ、滿鉄沿線附屬地にも日本軍を駐屯させ治安維持に当らせた。軍の満州に対する積極的関心は、（日本陸軍の育成者であつた山県有朋が好んで口にした言葉をかりれば）新たな日本の「利益線」となった滿蒙の防衛、日本の安全保障の見地からであつたが、こうした陸軍の関心について別の機会に詳しく検討したい。⁽¹⁷⁾

こうして日露戰爭以後それぞれ独自の立場から政府、軍部（特に陸軍）は満州方面に積極的関心を寄せるのである。その動機や志向は必ずしも同一ではなく、具体的な施策においては矛盾する面もあるが、政府機構、植民地經營組織としては一体をなしており、さらにここでは、日露戰爭以後の金融独占資本主義の成長を背景に、政府と軍部の

強力な庇護のもとに、日本の資本が中国大陸に進出し、中国に日本の資本投下が行なわれたことを指摘しなければならぬ。ここに政府・軍部とブルジョアジーとの結合、癒着が認められるのであり、政府の殖産興業政策のもとで特殊の「政商」の手によって推進され、自由民権運動の分解ののち政府に接近しつつ成長をとげ、政府権力による上からの指導によって「近代」国家への発展をとげていった日本のブルジョアジーは、帝国主義段階を迎えて新たな「国家利益」の増進が要請されるに及んで、一層「国家」との、すなわち政府権力との新たな内面的癒着をとげたのである（日本における国家独占資本主義の形成とその性格についての問題を提起）。このような二重構造はまたは明治維新以来の日本の「近代的」発展における封建的・絶対主義的部分とブルジョア的部分の二重構造を反映したものと思われ（この点は一層基本的な問題点であるが、「近代化」概念の問題、日本における国家独占資本主義の問題とともに別に取り上げたいと思う）、ブルジョアの要因は独占資本主義の成長とともにその比重をたかめつつあるが、国家の（形式的）統治機構にあっては、絶対主義的、軍事的要因がなお優越的地位を占めているのである。ついであるが、このことは「大陸国家」としての日本の国家利益の淵源である満州（特に満鉄）経営についてみたのであるが、他の植民地統治制度を一瞥するならば、まず朝鮮については、明治四三年（一九一〇）九月二十九日、朝鮮總督府官制が公布され、これにより朝鮮總督は植民地支配者として天皇に直屬し、委任の範囲内で陸海軍を統率し朝鮮防備を管掌し、諸般の政務を統轄することとされた。また總督には陸海軍大將があてられることとされ、初代總督には陸軍大臣寺内正毅が現職のまま親任された。朝鮮には警察、憲兵組織が網の目のようにはりめぐらされ、民族的抵抗運動を禁遏して治安維持にあたるとともに、経済的・文化的にも同化政策を推進した。また明治四一年（一九〇八）八月二十六日には

韓国における拓殖事業を行なうための東洋拓殖株式会社法を公布し、併合後政府による朝鮮における田畑一万一、四〇〇町歩の現物出資と、朝鮮総督府の援助を受けながら半官半民の企業として運営された。朝鮮における企業は明治四四年の総督府令により許可制とされ、それ以前から重要企業に進出していた日本資本に加えて、この総督府令による保護によってその後は日本資本が一層進出し、朝鮮経済を支配するようになった。もともと朝鮮では工業は発達されず、東洋拓殖会社の事業も拓殖金融のほかに農業、水利灌漑、移民等に重点がおかれ、その他電力、鉄道（朝鮮縦貫鉄道と南満州鉄道との連結は、経済的效果ばかりでなく、軍事的意義が重視された¹⁹）、鉱業、等が開発されたに過ぎなかった。なお東洋拓殖会社の営業区域は大正六年以降、関東州、満州、蒙古、華北、南洋諸島に拡大された。

日清戦争の結果獲得した台湾、澎湖諸島（明治二八・一八九五・四・一七日清講和条約第二条二、三）については、はじめ台湾総督（樺山資紀）が派遣されたものの、台湾独立を主張する住民の抵抗にあつて軍政を施行し、明治二九年（一八九六）三月三〇日の台湾総督府民政局官制によって、民政に移行することとなった。しかし同日公布された台湾総督府条例により、総督は陸海軍大將または中将が親任され（第二条）、委任の範囲内において陸海軍を統率し、拓殖務大臣（明治二九・一八九六・三・三〇拓殖務省設置、明治三〇・一八九七・九・二廢止）、の監督をうけ諸般の政務を統理することとし（第三条）、必要と認める地域では現地守備隊長または駐在武官をして民政事務を兼掌せしめ得ることとした（第七条）。明治三〇年（一八九七）一〇月一三日新たに台湾総督府官制が公布されたが、第二条、第三条、第七条の点は同様であり（但し拓殖省とあるのは内閣総理大臣に修正、また第七条の内容は第九条に移行）さらに総督は軍政、軍人・軍属の人事、作戦・動員計画、軍事教育については陸海軍大臣、参謀総長・軍令部長、監軍の指示を受け

ることとし（第四条）、また管轄区域内の安寧秩序の保持のために兵力を使用することが認められた（第七条）。なお別に文官によって構成する台湾事務局が設置されているが、その職務は総督に対する意見具申にかざられている。

台湾においては三井物産が製造業者から直接砂糖を買付けることによって外国資本を駆逐し、三井財閥の出資によって台湾製糖株式会社が設立され、さらに明治三〇年（一八九七）三月三〇日の台湾銀行法により明治三二年に設立された台湾銀行の活躍もあって、日露戦争以後は内地資本が台湾に相ついで進出し、糖業に関しては実質的なカルテル組織である台湾製糖連合会が成立するに至った。⁽²⁰⁾

なお、日露戦争の結果日本が獲得した（南）樺太（明治三八・一九〇五・九・五日露講和条約第九条）については、明治四〇年（一九〇七）三月一四日、樺太庁官制が公布され、樺太守備隊司令官たる陸軍将官が勅任せられる樺太庁長官が、内務大臣の指揮監督を受けながら樺太の統治にあたることになった。樺太庁は鉄道の敷設その他産業の開発などに努力したが、民間産業の進出として特に顕著なのはバルブ、製紙、石炭程度である。

なお拓殖務省の廃止に伴ない内務省（台湾、樺太）、外務省（関東省）が管理を引きついだが、明治四三年（一九一〇）六月二二日の拓殖局官制により新たに内閣に直属する拓殖局を設置し、台湾・樺太・韓国に関する事項、外交を除く関東州に関する事項を「統理」することとされたが、前記総督、長官の権限に触れるようなものではなく、中央における行政官庁にとどまるものである（若干の曲折をへながら昭和四・一九二九・六・一〇の拓務省設置に至る。本稿では省略）。

ここにあげた諸特徴は満州統治について述べた点と基本的に同様であり、西欧諸国の植民地統治制度に比較すれば

軍事的性格の著しい植民地支配と、その庇護のもとにおける植民地経営Ⅱ日本資本の進出とが認められるのである。⁽²¹⁾

(二) 大国への道

明治四四年(一九一一年)一〇月一〇日の武昌起義にはじまる辛亥革命とその後の中国情勢の混乱は、滿蒙特殊權益を主張し、中国本土における權益の伸張をはかるうとしてゐる日本政府に少なからぬ衝撃を与えるものであった。革命党の蜂起当初、日本政府は清朝政府の革命軍討伐を支持して武器彈藥を供給せしめることとした(武器供与は泰平組合——明治四〇年に三井物産、大倉組、高田商会によって設立され、中国に対する武器輸出などを行なつていた——を通じて行なわれ、一〇月二三日第一次売込み契約が成立した)。その際政府は、清国政府に対する特別の好意と東亜の大局を維持するためには、このような重大な責任を負担し「革命軍ハ勿論之ト直接間接ノ關係ヲ有スル輩ハ挙ツテ帝國ニ對シ惡感ヲ懷キ或ハ帝國臣民ニ危害ヲ加ヘ或ハ本邦商品ニ對スル「ボイコット」ヲ実行シ其他明暗ノ方法ニ依リ我ニ對スル怨恨ヲ發露スルコトアルヤモ料リ難ク帝國ノ受クヘキ不利益ノ極メテ大ナルモノアルヘキハ予メ覺悟セサルヘカラ」⁽²²⁾ず、と大胆な決定をしている。⁽²³⁾しかしこのような方針には政府内部に異論もあり、一〇月二四日の閣議では「対清政策に關する件」⁽²³⁾を決定した。これは「滿洲ニ關シテハ暫ラク現状ヲ維持シテ之カ侵害ヲ防キ好機ニ際シテ漸次我利權ヲ増進スルコトヲ努メ滿洲問題ノ根本的觸決ニ至リテハ其機會ノ最モ我ニ利ニシテ且其成算十分ナル場合ヲ待チテ初メテ之ヲ実行スルコトヲ得策ナリト思考ス」と形勢觀望主義を取り、中国本部については「在留帝國臣民ノ多キ我通商貿易ノ大ナル將又我ニ於テ關係ヲ有スル企業ノ増加シツツアル帝國カ此地方ニ於テ優勢ナル地歩ヲ占ムルノ氣運ハ既ニ顯然タルモノアリ」、さらに清国情勢に對し「帝國地理上ノ位置並ニ帝國ノ實力」に照し「帝國ノ東亞ニ於ケル一大

任務」を負っていることを認識し、「今後特ニ力ヲ支那本部ニ扶殖スルニ努メ併セテ他國ヲシテ該地方ニ於ケル我優勢ナル地位ヲ承認セシムル」こととし、さらにロシア、イギリス、フランス、アメリカなど中国に利害關係をもつ諸國との協調を維持することとしている。またそのような立場から政府は、立憲君主制樹立のためイギリスに協力を要請し（その際共和制のごときは「実地ニ疎キ空論」として排撃している）、滿蒙特殊構益を確実ならしめるために第三回日露協約を締結している。

中国情勢は結局、宣統帝の退位、袁世凱政權の成立、と日本の期待を裏切るごとく進展し、さらに南方派の革命運動が活発となり、また中国に対する国際借款団が組織され（はじめ英米独仏の四国借款団として成立、一九二二年六月一八日、日露兩國を加えた六国借款団が成立したが、日本は加入に際し南滿州における日本の權利を留保）、中国における日本の影響力は後退したが、一方、国内には民間右翼や軍部を中心として、そうした情勢に対して對華強硬外交を主張する声が高まったのである。こうした情勢の中で大正三年（一九一四）には第一次世界大戦が勃発し（六・二八サラエヴォ事件、七・二八オーストリーの対セルビア宣戦布告）、また中国では袁世凱が中華民國約法を公布し（五・一）つづいて大總統に就任し（一〇・一〇、なお一二・二八大統領選挙法修正）、独裁的権力を強めたのである。

第一次世界大戦が勃発すると、八月七日、イギリスは同盟國の日本に対し、シナ海におけるドイツ武装商船の搜索、撃破を要請してきた。政府はこれに対し七日―八日の閣議で参戦方針を決定したが、この閣議決定をリードした加藤（高明）外相の説明によれば、同方針は日英同盟の情誼によるばかりでなく（政府ははじめ「八・四」厳正中立の方針を声明したが、その際イギリスが参戦すれば同盟國として必要な措置をとることを明らかにしていた）、これを機会にドイツの根拠

地を東洋から一掃し、日本の國際的地位をたかめる利益を狙ったものであった。そうした立場はイギリスの要請の限度を越えるものであり、そのために日本の参戦をめぐりイギリスとの間に若干の齟齬があつたが、八月十五日、日本はドイツに対し、日本海およびシナ海方面よりドイツ艦艇を即時退去乃至武装解除せしめること、膠州湾租借地全部を中国に還附する目的をもつて九月一日までに無条件に日本に引渡すこと、をもとめる最後通牒を發した。これに對しドイツからの満足すべき回答がないまま、回答期限の八月二三日に日本は對独宣戰を行なつたのである。⁽²⁴⁾ 日本軍はただちにドイツの租借地たる山東省に出勤してこれを撃破した。十一月七日の青島陥落を契機に日本は「時局ノ善後ヲ図リ且帝國將來ノ地歩ヲ鞏固ニシテ以テ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持センカ爲」⁽²⁵⁾ 中国に對して広範な内容を含む要求を提出することとした。所謂二一カ条要求 (Twenty-One Demands) であり、在北京日本公使館では要求事項の修正をもとめたが、加藤外相は實質的修正を認めずに要求の提出を命じたのである。

二一カ条要求の提出が国内で推進された過程はなお詳かでないが、陸軍、実業界、元老筋からの要求が織り込まれていることは確實で、⁽²⁶⁾ そのことは要求内容にも窺えるものである。二一カ条要求は第一号山東省に関する条項 (山東省ドイツ權益は日独間協定により処分、山東不割讓・不貸与、芝罘または竜口——濟南間鐵道敷設權の附与、主要都市の開市)、第二号南滿州および東部内蒙古に関する条項 (同地域における日本の優越的地位の承認、旅順・大連の租借期限および南滿州・安奉兩鐵道の還附期限の各九九年延長、同地域における日本の商工業營業權、建物・土地の賃借權・所有權、鉱山採掘權の附与、同地域において中国は他國に鐵道敷設權を与え、またはそのために他國からの借款をもとめないこと、政治、財政、軍事に関する顧問・教官の招聘の際の對日事前協議、吉長鐵道管理權を九九年日本に委任)、第三号漢冶萍公司に関する件 (同公司の日華

合併事業化、日本資本家債権の保護措置)、第四号沿岸不割譲に関する条項(中国沿岸港湾・島嶼の不割譲・不貸与)、第五号希望条項(中央政府に日本人の政治・財政・軍事顧問備聘、日本の病院・寺院・学校に対する土地所有権承認、警察の日華合同化または中国警察官庁に日本人備聘、日本より兵器供給または日華合併兵器廠の設置、新鉄道敷設権賦与、福建省における鉄道・鉱山・港湾施設に外国資本を要する場合はまず日本に協議すること、中国における日本人布教権の承認)からなる龐大な要求である。これには第二号のように満蒙特殊権益の確保をより確実ならしめるための要求、ならびに第一号のように第一次大戦参戦を機会に新たな権益を獲得して日本の国際的地位向上に資そうとするもの(従来の外務省の外交路線を發展させるもの、第四号もそうした性格が著しい)、第三号のように実業界の利益を反映したと思われるもの、第五号のように経済的、軍事的性格をもつ広範な要求(「希望」)、にわけることができるが、要求提出に先だつて、これと同趣旨の「日支交渉事項覚書」が岡(市之助)陸相から政府に提出されている、等要求の形成過程になお問題があるので、⁽²⁷⁾ここではそれ以上の論述を避けたい。

同要求をめぐる交渉それ自体についてはこれまでに行なわれている歴史的考察に譲りたい。中国側は日本の要求に強く反発し、公表されなかった第五号の内容を第三国に漏して宣伝するなど列国にもアピールしたが、結局日本の最後通牒(大正四・一九一五・五・七、第五号削除)による圧力もあって、第五号の希望条項を除く要求事項の大部分を受入れた日華諸条約、附属文書が成立したのであった(五・二五、批准書交換は六・八)。この間アメリカは強く反撥し、⁽²⁸⁾交渉の最終段階では、日本の要求が中国の独立主権を侵害するものであるとする、ブライアン(William Bryan)メッセージを発し(五・五)、条約締結直後には、アメリカは中国における合衆国およびその人民の条約上の権利を侵害

し、中国の政治的・領土的保全を毀損し、または門戸開放政策に反するような条約は承認し得ない、とする不承認主義の通告を行なった。

またアメリカは日本の最後通牒が発出されると、イギリス、ロシア、フランス等列国に共同干渉をよびかけたが、列国はこれに同調しなかった。二一カ条要求が明るみに出ると列国はこれに深い関心を示したが、しかし要求を阻止するだけの行動を取るには至らなかった。中国に莫大な利権をもっているイギリスはやや積極的関心を示したが、それでもイギリスの既得権や中国の独立尊重を希望し（二・二二）、日華関係の斡旋を申し出（三・二七）、或は交渉決裂の回避を要望する（五・四）にとどまった。

そればかりでなく、大戦中日本はイギリス（大正六・一九一七・二・一六及び二・二一）、フランス（二・一九、三・一、三・六）、ロシア（二・一九、二・二〇、三・五）、イタリア（三・二三）の諸国と覚書を交換し、戦後の講和会議において山東省のドイツ権利に関する日本の主張を支持することを約せしめた。イギリスとの間の覚書では、イギリスは山東省のみならず赤道以北にあるドイツ領島嶼に関しても日本の要求を認め、日本は赤道以南のドイツ領島嶼に対するイギリスの要求を認めた。まさに両国は（帝国主義国として）共通の利益をもつことを露骨に示している。したがって戦後のパリ平和会議において日本が山東省における（旧）ドイツ権益の譲渡、赤道以北ドイツ領南洋諸島の割譲、および国際連盟規約に関連して人種平等要求を特に重視して主張したのにたいし、アメリカを除く（日米関係は日露戦争後の満州における日米対立の激化、移民問題、二一カ条問題、シベリア出兵問題などで寧ろ悪化していた）西欧諸国は特に日本の主張を阻止しようとはしなかった。

ヴェルサイユ会議では日本は山東省（旧）ドイツ権益継承主張を固執し、日本にその権利なしとする中国の主張と対立し、アメリカ（ウィルソン Woodrow Wilson 大統領）は中国の主張に好意的であったが、結局日本の主張が容れられ、山東省（旧）ドイツ権益の日本への譲渡の規定（第一五六―五八条）を含むヴェルサイユ条約が締結された。（一九一八・六・二八）。しかしあくまでこの条項を不満とする中国はヴェルサイユ条約への署名を拒否した。交渉の過程では日本の珍田（捨巳）全権は、「山東問題が解決しなければ、日本講和条約に署名してはならない、旨の政府訓令を受けている」と発言し、最後通牒にひとしいものと批判された。⁽²⁹⁾ しかも交渉の過程ではアメリカは日本に譲歩をもとめ、イギリス・フランスは日華間の和解の成立を斡旋しようとし、寧ろ中国側に譲歩をもとめていた。こうして大国間の交渉は難航し、交渉の最後の過程では四月二八―三〇日に連日折衝が行なわれ（日米間の斡旋に特に努力したのはイギリスである）、四月二九日にはウィルソン大統領は青島、済南における日本の駐兵は平和成立後の過渡期間のみであるとする日本の弁明を認め、三〇日の四大会議では、日本はウィルソン・アメリカ大統領の質問に対する牧野（伸顯）全権の陳述という形式において、日本は山東半島を中国に返還する方針であること、日本が同半島に保有するのはかつてドイツに許された経済的特権と、青島に通常の条件のもとに保有する一居留地を設置する権利のみであること、山東半島における鉄道所有者の保有する特別警察隊の行動や構成については厳しく制限されること（要旨）、を宣言し、ウィルソン大統領はこれを了承した。⁽³⁰⁾ こうした手続をへて前記ヴェルサイユ条約の規定が成立したのであり、しかもそれは中国（前記のように同条項を不満としてヴェルサイユ条約に署名しなかった）の犠牲において特定国の間の妥協によって成立したのである。まさに「利害の共通する」帝国主義諸国による大国主義ともいえるのである。

またドイツ植民地の処分に關しては、日本を含む各国はドイツ領植民地の併合を強く主張し、領土擴張主義排斥を強調するウィルソン大統領がこれに反対して代案として國際連盟による委任統治を提案した。結局、南西アフリカおよび南太平洋諸島はC式委任統治地域とされ、日本が併合を要求していた赤道以北(旧)ドイツ領南洋諸島は、日本の委任統治下におくことが決定された(五・七)。ABC三段階による委任統治方式はウィルソンの提案に対する緩和的な修正であり、この妥協案を提出した南アフリカ連邦のスマッツ(J. C. Smuts)案では、C式委任統治地域は「受任国の領土の構成部分として」(as integral portions thereof)とあつたのに対し、「恰も受任国の構成部分たる如く」(as if integral portions thereof)とする修正案が出された(ウィルソン支持)。しかし日本等はこれに反対してこの語が除かれたので、結局C式委任統治地域は法的には領有権移転を構成するものではないが、受任国の統治下におかれ、國際連盟に対する報告等若干の義務を負うものの、それさえも形式的であつたり、無視されたりして、領土併合の実質的な代替物ともいわれている⁽⁴¹⁾(さればこそ、日本は國際連盟を脱退してもなお委任統治地域を保有し、連盟に報告書を提出、審査を受けてきたのである)。

ヴェルサイユ會議におけるこれらの主要な事項の決定は、実際上は五大國會議(Big Five 日、英、米、仏、伊)、四大國會議(日本に關する問題の場合イタリーを除く前記諸國)、三大國會議(英、米、仏)によつて決定された。日本は三大國會議(Big Three)には加わらなかつたものの、五大國會議、四大國會議には参加し、日本の特に要求する事項についてはこれらの大國會議に加わつて要求の貫徹をはかつた(人種平等問題では日本の主張は容れられなかつたが、この間の経緯については別に研究もなされ、またそのような過程そのものの追及は必ずしも本稿の意圖するところではなかつた)。

たので、ここでは略した)。こうした経過をへて日本はヴェルサイユ条約においては「主たる同盟連合国」となり、国際連盟が発足すると、極東における唯一の大国として連盟理事会を構成する理事国に選ばれた。そのことよって日本は、アメリカ、イギリス、フランス等と並ぶ「大国」としての地位を *authorize* させたのである。また、極東における「西欧的新帝国」たらんとする目標が、このような形式で達成されたといってもよいであろう。

なおまた、第一次大戦中の西欧諸国の混乱の機会に乗じて、日本は二カ条要求を受諾させた大隈内閣にかわる寺内内閣時代には、西原借款に示されるような露骨な援助政策を行ない、中国に対する投資活動を独占し、且つ干渉政策がとられたのである(大戦終結後一九一九・五・二二米英仏日の諸国による対華新借款団協定仮署名、六・一八日本銀行団、満蒙特殊権益地域の借款団活動からの除外を要求、一九二〇・五・一一満蒙における特定の鉄道事業は借款団の事業活動から除くことに協定成立、別に三国は満蒙特殊権益の尊重を表明、一〇・一五新四国借款団規約成立)。

しかし、二カ条要求問題や山東省ドイツ権益の譲渡問題の示すように、そのような大国の地位を築くに至った日本の外交に対するアメリカの批判は、前記干渉政策に対する批判を含めて、そのごまます強まるのであり、ここに日本外交の転換が必至とされるのである。(未完)

注(1) 日露戦争開戦に至る経過については大畑「国際環境と日本外交」(昭和四〇年 東出版)第五章「日露戦争」、信夫清三郎

・中山治一編「日露戦争史の研究」(昭和三四年 河出書房新社)、日本国際政治学会編「日本外交史研究―日清・日露戦争」(昭和三七年 有斐閣)所収論文、大山梓「日露戦争と開戦外交」(国際法外交雑誌第六九卷第二号)参照。

(2) 外務省監修「日本外交年表並主要文書」(二巻 昭和三〇年 日本国連合協会 昭和四〇―四一年 原書房)上巻二二四

一二八頁。

- (3) 原田勝正「朝鮮併合と初期の植民地経営」〔岩波講座 日本歴史 現代Ⅰ〕昭和三八年 岩波書店)二〇〇—二〇一頁。
- (4) 「日本外交年表並主要文書」上卷三一五—一六頁。
- (5) 鹿島守之助「日本外交史」(昭和四〇年 鹿島研究所出版会) 六五三—八一頁。
- (6) 原田前掲論文二一七—二五頁。なお朝鮮總督府編「朝鮮の保護及び併合」(昭和三十一年中央日報協會・友邦協會)、同「朝鮮統治の方針及実績」(大正三年)。なお日本の植民地統治機構については外務省条約局法規課「外地法制誌」シリーズの各卷参照。

(7) 「日本外交年表並主要文書」上卷二三六—三七頁。

(8) 同上書上卷二二二頁。

(9) 同上書上卷三〇五—九頁。

(10) 満州問題協議会の議事については同上書二六〇—六九頁。

(11) 「日本外交文書」明治四〇年第一冊一〇八一—〇九頁、田中直吉「日露協商論」〔神川先生還暦記念 近代日本外交史の研究〕昭和三十一年有斐閣、所収)三〇二頁。

(12) この間の諸問題については拙稿(一)(比較法学 第四卷第一号)参照。

(13) ロシアとの間には日露講和条約第一二条にもとづく新条約締結交渉が行なわれ、明治四〇年(一九〇七)七月二八日に改正通商航海条約が締結された。これは小村改正条約以前に締結された対等且つ完全な条約といわれる。但し附屬別約については日本に不利な面が指摘されている。大畑「日本における外国人待遇の変遷——通商航海条約を中心として」(二)(アジア研究 第一五卷第二号)。

- (14) 主要諸国の外交の変遷や特徴などについては別に取まとして論述を発表する予定なので、詳しくは別稿に譲りたい。
- (15) 大正二年稿「支那に関する外交政策の綱領」中の文言（「日本外交年表並主要文書」上巻三七一頁）。
- (16) 安藤彦太郎編「満鉄——帝國主義と中国」（昭和四〇年 お茶の水書房）参照。満鉄のほかに政府は間島問題、法庫門鉄道敷設権問題、大石橋営口鉄道撤去、新奉鉄道の延長、撫順・煙台炭坑問題（利益の分与）、安奉線その他の鉄道沿線鉱山の採掘権問題を重視して日本の主張貫徹を期し（明治四一・一九〇八・九・二五「満洲に関する対清諸問題解決方針決定の件」——「日本外交年表並主要文書」上巻三〇九—一二頁）、翌年九月九日は日本が満洲五案件に関する日清協約、間島問題に関する日清協約を結んだ。この中、間島問題は問題の性質がやや異なるが、ここでは省略しておく。
- (17) この主題については角田順「満洲問題と国防方針——明治後期における国防環境の変動——」（昭和四二年 原書房）。この主題についても、いずれ日本における大陸政策論の問題として考察したい。
- (18) 原田前掲論文二一八—二二頁、なお二一九頁掲載の「朝鮮に於ける日本の憲兵・警察配置図」参照。なお、一般的にも植民地における総督 Governor-General は支配者である国王（元首）の代理として派遣される。
- (19) 山県有朋意見書「軍事上ノ要求ニ基ク朝鮮満洲ニ於ケル鉄道経営方策」（小林幸男解説、「近畿大学」法学 第八巻第一号）、同じものは大山梓編「山県有朋意見書」（昭和四一年 原書房）三二三—三三三頁にも所収。後者には対清政策、戦後経営政策などについての興味深い意見書が収められているが、すべて別稿に譲りたい。
- (20) 台湾統治については特に矢内原忠雄「帝國主義下の台湾」（昭和四年）、「台湾製糖株式会社社史」（昭和一四年）
- (21) 日本の植民地支配についての概括的な論述は細川嘉六「植民史」（昭和一六年）。日本帝國主義成立における国際的要因と国内的要因の評価、その比重の理解については学界にも見解がわかれるが、ここでは国際的要因に関連する前提諸事実について述べるものである。

(22) 「日本外交年表並主要文書」三三三頁。

(23) 同上書三五—五七頁。

(24) 日本の第一次大戦参加については植田捷雄「第一次大戦と日本の参戦外交」(学術研究会議現代中国研究特別委員会編「近代中国研究」昭和二三年 好学社)、長岡新次郎「欧州大戦参加問題」(日本国際政治学会編「日本外交史研究—大正時代」昭和三年 有斐閣、所収)、同「加藤高明論」(日本国際政治学会編「日本外交史研究—外交指導者論」(昭和四二年 有斐閣、所収)等。

(25) 大正三年二月三日加藤外相より北京日置公使宛(機密号外)「日本外交年表並主要文書」上巻三八—八四頁。

(26) 伊藤正徳「加藤高明」(昭和四年)下巻二〇五—七頁、二一カ条要求問題についてはさらに堀川武夫「極東国際政治序説—二十一箇条要求の研究—」(昭和三三年 有斐閣、長岡新次郎「対華二十一カ条要求事項の決定とその背景」(日本歴史一四四)。

(27) 前註および註(24)の長岡論文参照。また「日本外交文書」大正四年 第三巻上巻(一一頁)には、秋山海軍省軍務局長より小池外務省政務局長宛送附の「対中国交渉事項中第一革命ノ際ノ三井ヨリ南京政府ヘノ貸与金ニ対スル代償ニ付申越ノ件」なる文書がみえる。これは三井物産が南方派南京政府に三百万両を貸附けた際に同政府から与えられた、全中国における鉄道、鉱山、水力電気に関する利権譲許の約束を袁政權に対しても確認要求せしめんとするもので「本件無論既ニ考慮中ニ在ル事ト存候得共」といいながら一種の圧力をかけたものである。本稿叙述の問題に關して附加えるならば、二一カ条約成立後、中村覚関東都督は(五・二八)(満蒙における)「利権伸張の要具、満蒙開拓ノ先驅」として新規鉄道の敷設、拓殖銀行の設立を「焦眉ノ急務」とする意見書を加藤外相に規出した。また中村雄次郎満鉄総裁も(六月)満鉄を中心とした満蒙開發の必要を力説する「満蒙經營ニ關スル心得」を送り、別に(一一月)「満蒙開發ニ關スル意見書」を提出した(「日本

外交文書」大正四年第二冊 九六一頁以下)。

- (28) アメリカの主張には宥和的な側面もあった。細谷千博「『二一条要求』とアメリカの対応」(一橋論叢第四三巻第一号)
 - (29) Ray Stannard Baker; Woodrow Wilson and World Settlement. Vol. I p. 241
 - (30) ヴェルサイユ平和会議における日本の外交については小林竜夫「パリ―平和会議と日本の外交」(「神川先生還暦記念 近代日本外交史の研究」所収)、本稿の問題については他に堀川前掲書三二〇―三七頁。
 - (31) 拙著「国際環境と日本外交」二二三頁。Arthur Nussbaum; A Concise History of Law of Nations, pp. 254-55
- 〔本稿は昭和四二年度文部省科学研究(機関研究)費による研究成果の一部である。〕